上田市リサイクル活動拠点施設（エコ・ハウス）の施設管理者に係る公募要領

１　公募の概要

（１）公募の趣旨

上田市リサイクル活動拠点施設「エコ・ハウス」（以下「エコ・ハウス」という。）は、上田市リサイクル活動拠点施設条例中に規定する設置目的を達成するために、エコ・ハウスの管理運営する団体を募集して、市民団体の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ります。

（２）委託施設

エコ・ハウス（上田市天神三丁目 11 番 31 号）

（３）委託期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

委託期間は、施設の状況を勘案し、当初 4 か年とします。

２　業務内容

（１）管理運営方針

ごみの減量や環境問題について市民に関心を持っていただき、リサイクル活動や物の大切さを実感・体験していただくために、エコ・ハウスを運営していただきます。

（２）施設の概要

・名称：エコ・ハウス
・場所：上田市天神三丁目 11 番 31 号（上田クリーンセンター敷地内）
・開館時間：午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、市長が認めるときは変更することができる）
・休館日：毎週日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで(年末年始)
・入館料：無料

（３）業務の内容

ア　市の委託業務

・不用品交換業務の受付事務（例年実績：250 日/年　程度）
・ごみ減量化基材「ぱっくん」の製造・頒布（例年実績：600 個/年　程度）
・古着の受け入れ

イ　自主事業

・講座の企画・運営（不用品を利用したもの作り講座、子どもたちへの環境教育 など）

・来館者へのごみ減量・リサイクルなどに関する啓発（一般市民、視察者、小学生の社会科見学　など）

・ごみの減量、リサイクルなどに関する講演会等の企画

３　事業の適正実施

施設管理者による管理運営の開始後においては、施設管理者による管理運営が契約及び条例等に従い、適正かつ確実に実施されているかどうかを検証し、当該公の施設の設置目的に沿って、公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性が確保されているかを定期的に確認させていただきます。

また、施設管理者の業務改善及び市民サービスの一層の向上に資するため、管理運営状況について本市より指導をすることがあります。

４　自主事業の取り扱い

自主事業とは、施設管理者が自ら企画した業務を言います。施設管理者は、施設管理業務の実施を妨げない範囲において自主事業を行うことができます。自主事業の実施にあたっては、事前に本市の承認を得たうえで行うことができます。

５　公募

（１）資格

・市内に拠点を置く市民団体であること

・営利を目的とする市民団体でないこと

・施設運営にあたっては、地域住民との連携を図るなどして、良好な信頼関係の形成や周辺の自然及び居住環境等への影響に配慮すること

・ごみの減量とリサイクルの取り組みに意欲があり、かつ持続的に活動できること

・エコ・ハウスの施設運営に係る業務を自律的かつ適正に遂行することができる団体であること

（２）関係法令等の遵守

施設運営にあたっては、上田市リサイクル活動拠点施設条例、上田市リサイクル活動拠点施設管理規則及び関連する法令等を遵守すること

（３） 欠格事項

応募団体の代表者、構成員について次の事項がないこと

・ 破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいること

・ 税を滞納している者がいること

・特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする者がいること
・暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者がいること

６　応募方法

（１）応募書類

所定の応募書類に必要事項を記入してください。

応募書類は、上田市ホームページからダウンロードいただくか、廃棄物対策課窓口（上田クリーンセンター１階）に置いてありますのでご利用ください。

（２）提出先

廃棄物対策課へ郵送または持参してください。

（３）受付期間

受付期間は、令和８年 11 月 30 日（月）から 12 月 18 日（金）までとします。受付時間は、午前８時 30 分から午後４時 00 分です。

（４）質問事項と処理

本要領の他、業務内容等に関し質問がある場合には、書面(メールを含む)にて質問事項を記入し、氏名・連絡先等を明記のうえ、提出してください。書面(メールを含む)にて回答及び、市のホームページにて回答を公開します。

（５）その他留意点

・提出された応募書類は返却されませんのでご注意ください。
・提出された応募書類の内容は、受付期間終了後は変更できませんのでご注意ください。
・応募内容等に虚偽の記載があると認められる場合は失格としますのでご注意ください。
・応募に係る経費は、全て提出者の負担とします。
・応募書類を提出後に辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出してください。

７　選定及び契約

（１）審査

・面接を行い、別紙「審査基準表」に基づき、審査委員ごとに採点します。
・各審査項目において４段階評価（優、良、可、不可）とし、係数をかけて得点を算出します。
・各審査委員の採点結果を合計し、その点数が最も高い団体と契約となります。
・委員の合計点が同点の場合、次の基準に基づき選定します。

① 「優」の数が多いもの
② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多いもの
③ 「良」の数が同数の場合は、「可」の数が多いもの
④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定

（２）契約の締結

面接後２週間以内に、全応募者に選定結果を文書で通知します。

（３）契約の締結

エコ・ハウスの委託業務について、契約候補者との契約締結は随意契約によります。また、当契約や募集要項に定めのない事項については、別途協議により定めることとします。

８　その他

（１）業務引継

現施設管理者は、指定期間終了までに、次期施設管理者が円滑かつ支障無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

（２）委託取り消し

施設管理者が契約内容に違反した場合や、応募資格を満たさなくなった場合は、当該委託契約を取り消します。

（３）スケジュール（案）

公募受付	令和８年	11 月 30 日（月）～ 12 月 18 日（金）
書類審査		12 月 18 日（金）～ 12 月 25 日（金）
面接・審査	令和９年	1 月 14 日（木）
審査結果通知		1 月 14 日（木）～ 1 月 18 日（月）
引継ぎなど		２月～
業務開始		4 月 1 日（木）

（４）問い合わせ先

〒386-0025 長野県上田市天神三丁目 11 番 31 号
上田市環境部廃棄物対策課
電　話：0268－22－0666　ＦＡＸ：0268－26－0815
メール：haiki@city.ueda.nagano.jp